

<内縁関係調整調停>

1 概要

事実上の夫婦関係にある当事者間で、内縁関係の解消について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や話し合い自体ができない場合に、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、内縁関係の解消のみではなく、解消に際しての財産分与や慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

また、内縁関係を解消した方がよいかどうか迷っている場合にも、この調停手続を利用することができます。

2 申立人(申立てができる人)

- ・内縁の夫
- ・内縁の妻

3 申立先

- ・相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。)

相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村(多摩地区)	東京家庭裁判所立川支部

- ・相手方の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイト](#)の[裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

収入印紙・・・1200円

連絡用の郵便切手・・・80円×9枚、10円×8枚 合計 800円分

5 申立てに必要な書類

・申立書 1 通 ・ ・【申立書】・【申立書記載例】を参照

※ 事案によっては、このほかの資料（戸籍謄本(全部事項証明書)など）の提出
をお願いすることがあります。

【郵送提出の場合の宛先】

＜本庁管轄のもの＞

郵便番号 100－8956

東京都千代田区霞が関1－1－2

東京家庭裁判所 家事事件係

＜立川支部管轄のもの＞

郵便番号 190－8589

東京都立川市緑町10－4

東京家庭裁判所立川支部 家事事件係

それぞれの管轄裁判所あてにお送りください。